

柏崎市 小規模事業者経営継続支援補助金

新規
支援

補助対象者 以下の①～⑤全てに該当する方

- ① **市内の小規模事業者**（雇用保険の一般被保険者である従業員20人以下）
※ フリーランスを含む個人事業者、NPO法人、農業法人等、幅広く対象。
- ② **下表のいずれか**を実施

■ 2021年1月1日以降、全従業員の雇用の継続
■ 新型コロナウイルス感染症対策に係る設備導入、広告宣伝または新規事業の立上げ
■ 市内事業者との取引等、地域経済循環の促進

- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が**前年同月比で50%以上減少**、かつ、その**減少額が10万円以上**

	■ 通常	■ 基準緩和（業歴3か月以上1年1か月未満の事業所等）
売上減少月	2021年 1月、2月 のいずれか	同左
比較月	2020年（前年）同月	売上減少月を含む、前3か月平均

▲50%以上
▲10万円以上

- ④ 納期限の到来した**市税を完納**していること
※ 市税の徴収を猶予されている場合は対象となります。完納・徴収猶予のいずれも難しい場合は、ご相談ください。
- ⑤ この補助金の交付を受けた後、**1年間事業を継続**すること
※ 事業を廃止した場合は、**補助金全額を返還**していただきます。

補助金額

10万円

③の減少額が20万円以上の飲食サービス事業者の場合は、

20万円

申請期限

2021年3月31日（今年度末まで）

申請方法

申請準備

書類提出

市の審査完了後、

7日以内に
口座振込

様式データ



（柏崎市HP）

添付書類（4つ）

- ・ 売上が分かる帳簿「**売上減少月分**」と「**前年同月分**」（基準緩和該当者は前3月分）
- ・ 屋号や業種が分かる書類「**令和元年分の確定申告書B**」または「**直近の法人事業概況説明書**」
- ・ **通帳**（振込先口座の分かるもの）
※ いずれも写しを添付してください。

Q1: 飲食サービス事業者で、2021年1月分の売上（▲20万円未満）で申請し、10万円の補助金を受けた後、2月分の売上が▲20万円以上となりました。差額分の補助金を申請できますか？

差額分について再申請することができます（1回目と2回目の補助金の合計が20万円となります。）。詳しくは様式を御覧ください。

Q2: ②の感染症対策にかかる新規事業の立上げとは、どのようなものでしょうか？

配達サービス、テイクアウト販売、弁当販売、インターネットやSNSを介したサービス等を、2020年2月以降に新たに開始したものが考えられます。

Q3: 柏崎市小規模事業者経営支援補助金の交付を受けていますが、この補助金も申請できますか？

申請できます。この柏崎市小規模事業者経営“継続”支援補助金と質問の補助金は、要件等が異なる別の補助制度です。

（参考）柏崎市小規模事業者経営支援補助金の要件： 売上減少月＝2020年3～12月のいずれかひと月、売上減少率＝▲30%以上



かしわざき

問合せ先・申請先

〒945-8511 柏崎市日石町2-1 柏崎市商業観光課
TEL 0257-21-2334 E-mail shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp